

1. 件名：日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の使用施設等の使用前確認申請に係る面談

2. 日時：令和5年3月14日（火） 10時30分～11時25分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官

清水原子力専門検査官、小野原子力専門検査官、宮本検査技術専門職

日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

臨界ホット試験技術部 BECKY 技術課 課長他3名

保安管理部品質保証課 技術副主幹 2名

工務技術部工務第1課 主査他1名

放射線管理部放射線管理第2課 主査

安全・核セキュリティ統括本部

統括管理室 技術副主幹

安全管理部施設保安管理課 技術副主幹

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第55条の2第3項の規定に基づき、令和5年2月28日付けでバックエンド研究施設のアイソレーションルーム（I）内貯蔵箱の設置に係る使用前確認申請書（以下「申請書」という。）の提出があり、その内容について申請書に基づき説明を受けた。

○原子力規制庁から以下の事項を伝えた。

・使用前検査を受けようとする使用施設等の設計及び工事の方法については、以下の事項を考慮し記載を見直すこと。

✓ 使用施設等の設計については、法第55条の2第2項各号への適合を示すものであることがわかる構成とすること。また、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の5第2項第4号に規定する当該設計について説明する書類も、当該条文の要求に従い同様の構成とすること。

- ✓ 申請書の当該設計の前提条件となる設計条件の整理において使用変更許可申請書（以下「許可」という。）の記載からの漏れが認められることから、当該記載事項を漏れなく再整理し、設計条件として当該設計へ確実にインプットすること。
  - ✓ 当該設計の技術基準への適合に係る説明について、許可の記載と異なるもの、説明に不足があるもの等適正ではないものが認められることから、許可の記載等を再度確認すること。
  - ✓ また、設計結果に基づき施設する設備・機器等に対する検査項目及び検査方法について、管理区域境界における線量評価の遮蔽設計に係る検査等適正ではないものが認められることから、再度確認すること。
- ・原子力規制検査により、使用前検査が適切な時期に適切な方法で行われていることについて確認することから、それを踏まえた使用前検査を計画し、使用前検査開始の1ヶ月前までに申請書の変更を説明する書類を提出すること。

○原子力機構から了解した旨の回答があった。

## 6. その他

資料：なし（使用前確認申請書（令和5年2月28日付け 令04原機（科臨）023）を使用）

以上